

③運搬車両における書類の携帯義務について (電子マニフェストを利用している場合)

産業廃棄物の運搬車は、次のような書面の備え付け(携帯)が義務づけられています。

- ①許可証(写し)
- ②電子マニフェスト加入証(写し)
- ③次の事項を記載した書類(電子情報でも可)
 - ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ・ その運搬を委託した者の氏名又は名称
 - ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日
 - ・ 積載した事業場の名称、連絡先
 - ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先



※環境省ホームページ(書面の携行について):

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/pamph/03.pdf>

留意点

- 処理業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。
- ③の書類の様式は問いません(上記事項を網羅することは必要)。
- 上記③の事項が携帯端末などによって常に確認できる状態であれば、③の書面は不要です。

【JWNETで出力できる受渡確認票】

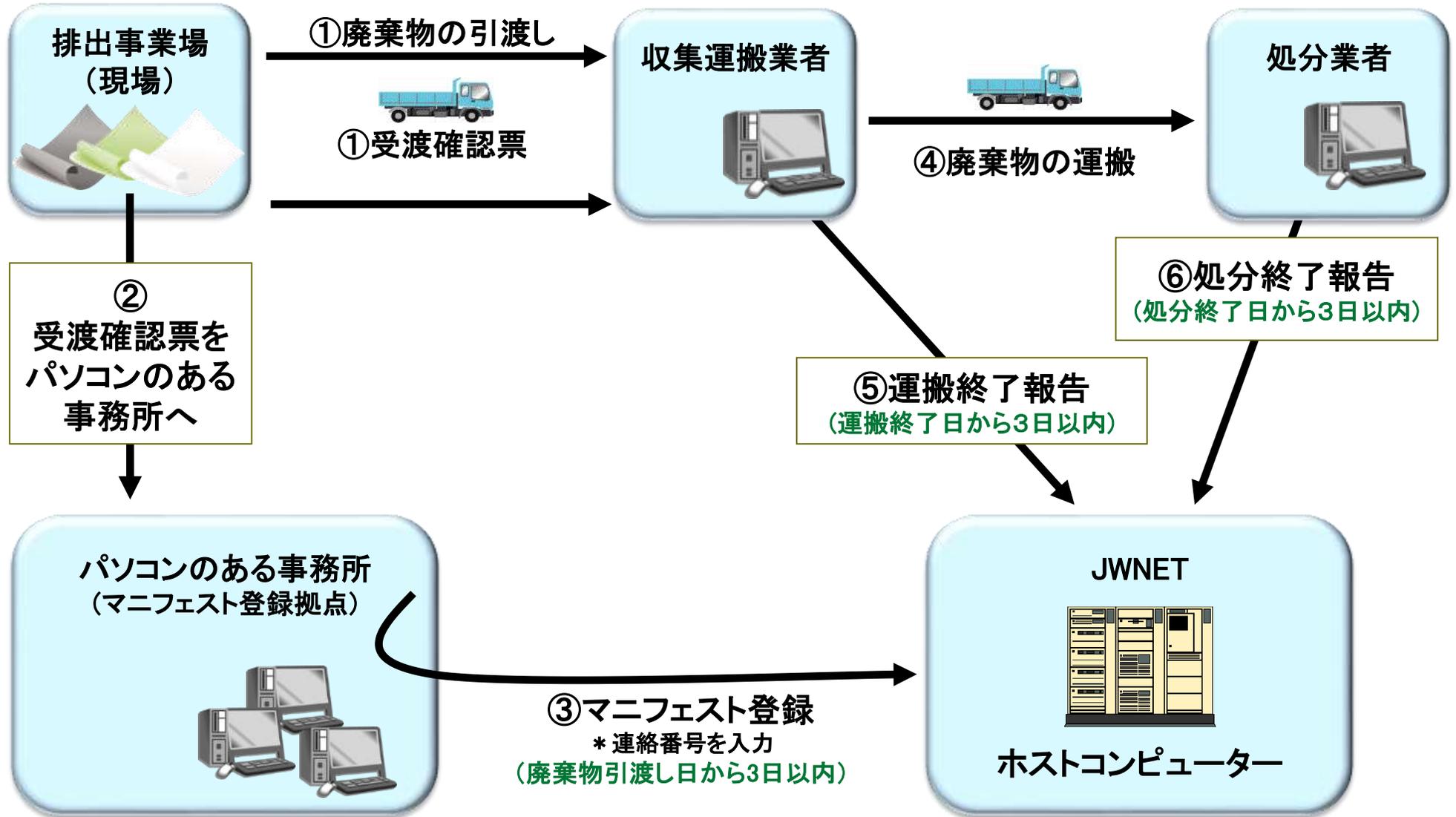
電子マニフェストシステム(JWNET) 受渡確認票



マニフェスト番号	12552406230		登録の状況	予約登録	引渡し日	2020/08/11		引渡し担当者	
	連絡番号1		連絡番号2		連絡番号3				
排出事業者	氏名又は名称 株式会社受入環境排出19				排出事業場	名称 鶴町工場			
	住所 千					所在地 千			
	電話番号	03-9999-9999	加入者番号	1103163		電話番号	11111		
産業廃棄物	種類 0600000 廃プラスチック類				数量	100,000 kg	積定数量		
	(太.分.類.名.称.廃プラスチック類)				荷姿 バラ		数量の確定者 処分業者		
	有害物質 放射線物質対象外 廃棄物の名称								
中間処理 産業廃棄物	(電子/紙 マニフェスト番号/交付番号)								
最終処分場所 (予定)	所在地(名称[電話番号])								
収集運搬業者 区間1	氏名又は名称 株式会社受入環境収運219				運搬先の事業場	名称			
	住所 千					所在地			
	電話番号	03-9999-9999	加入者番号	2022130		許可番号	152501		
	備考					運搬方法	車両番号(排出)	運搬担当者	
					運搬量		運搬終了日		
					有価物拾集量		運搬終了日		
処分業者	氏名又は名称 株式会社受入環境処分報告登録3119				処分事業場	名称 テスト処分場			
	住所 千					所在地 千			
	電話番号	03-9999-9999	加入者番号	3016679		許可番号	153502		
	備考					報告区分	処分方法	処分終了日	廃棄物受領日
							処分担当者		
							受入量		
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号])						最終処分終了日		
	備考1								
	備考2								
	備考3								
	備考4								
	備考5								

予約登録を活用する場合、事前に予約登録を行い、廃棄物引渡し時に、予め受渡確認票を出力し準備します。

マニフェスト登録の運用例 (受渡確認票は排出事業者が準備)



(2) マニフェスト登録する日時

- ① 排出事業者がマニフェスト登録しないと、収集運搬業者、処分業者はそれぞれ運搬終了報告、処分終了報告ができません。
- ② 収集運搬業者、処分業者は、いつマニフェスト登録されるか分からないと、その都度、照会画面やメールでマニフェスト登録されているか確認しなければなりません。
- ③ 「いつ(例えば、廃棄物を引渡した翌日の午前中など)」マニフェスト登録するかをルール化することにより、収集運搬業者、処分業者は、運搬終了、処分終了の報告を円滑に行うことができます。

マニフェスト登録忘れにご注意!



※ 排出事業者がマニフェスト登録したことを知らせるメールを処理業者側で受信することもできます。

(3) 数量確定者

廃棄物数量は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者がそれぞれ入力できる項目があります。

- ①排出事業者 : 数量(必須)
- ②収集運搬業者 : 運搬量(任意)(1区間~5区間)
- ③処分業者 : 受入量(任意)

3者がそれぞれ数量を入力した場合、都道府県等に報告するときに誰が入力した数量を報告に使うか、決めなければいけません。

排出事業者が3者の中から選択した数量確定者の入力した廃棄物数量が、確定値=確定数量となり都道府県等に報告される数量となります。

(3) 数量確定者

産業廃棄物情報入力

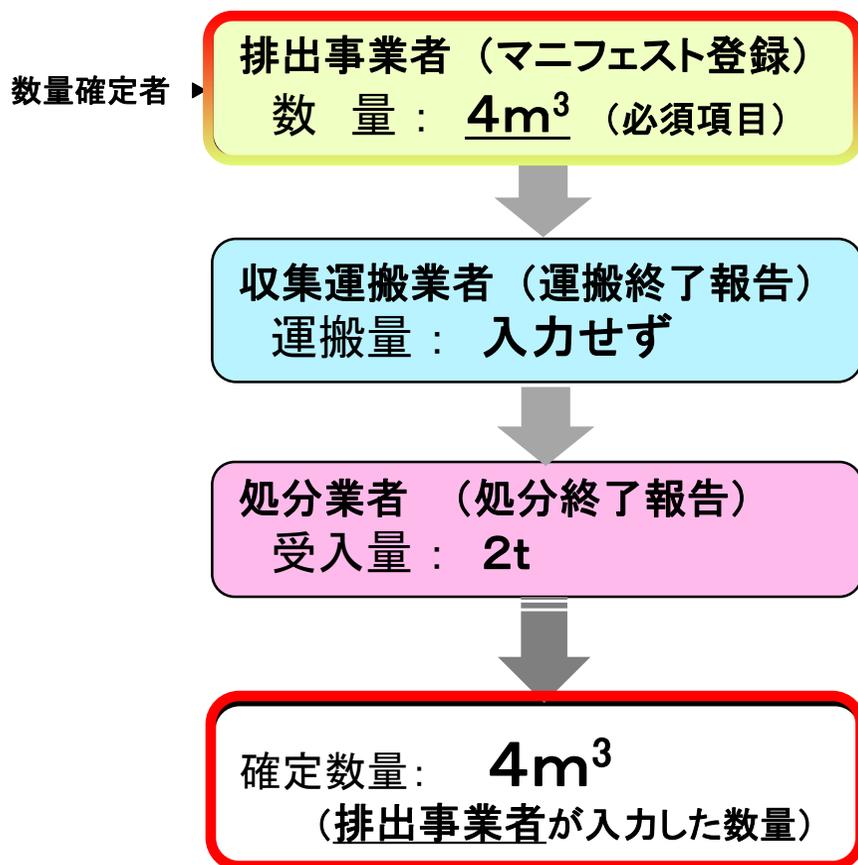
産業廃棄物情報				
廃棄物の種類	<input type="text" value="廃プラスチック類"/> <input type="button" value="一覧"/>			
廃棄物の大分類名称	<input type="text" value="廃プラスチック類"/>			
廃棄物の名称	<input type="text"/> <input type="button" value="一覧"/>			
数量	<input type="text" value="10"/>	単位	<input type="text" value="t"/>	
荷姿	<input type="text" value="フレコンバック"/>	荷姿の数量	<input type="text"/>	
数量の確定者	<input type="text" value="処分業者"/>			
有害物質	有	<input type="text" value="排出事業者"/>	有害物質 2	<input type="text" value="(選択なし)"/>
	有	<input type="text" value="収集運搬業者(区間1)"/>	有害物質 4	<input type="text" value="(選択なし)"/>
	有	<input type="text" value="収集運搬業者(区間2)"/>		<input type="text" value="(選択なし)"/>
		<input type="text" value="収集運搬業者(区間3)"/>		
		<input type="text" value="収集運搬業者(区間4)"/>		
		<input type="text" value="収集運搬業者(区間5)"/>		
		<input type="text" value="処分業者"/>		

排出事業者
 収集運搬業者(区間1)
 収集運搬業者(区間2)
 収集運搬業者(区間3)
 収集運搬業者(区間4)
 収集運搬業者(区間5)
 処分業者

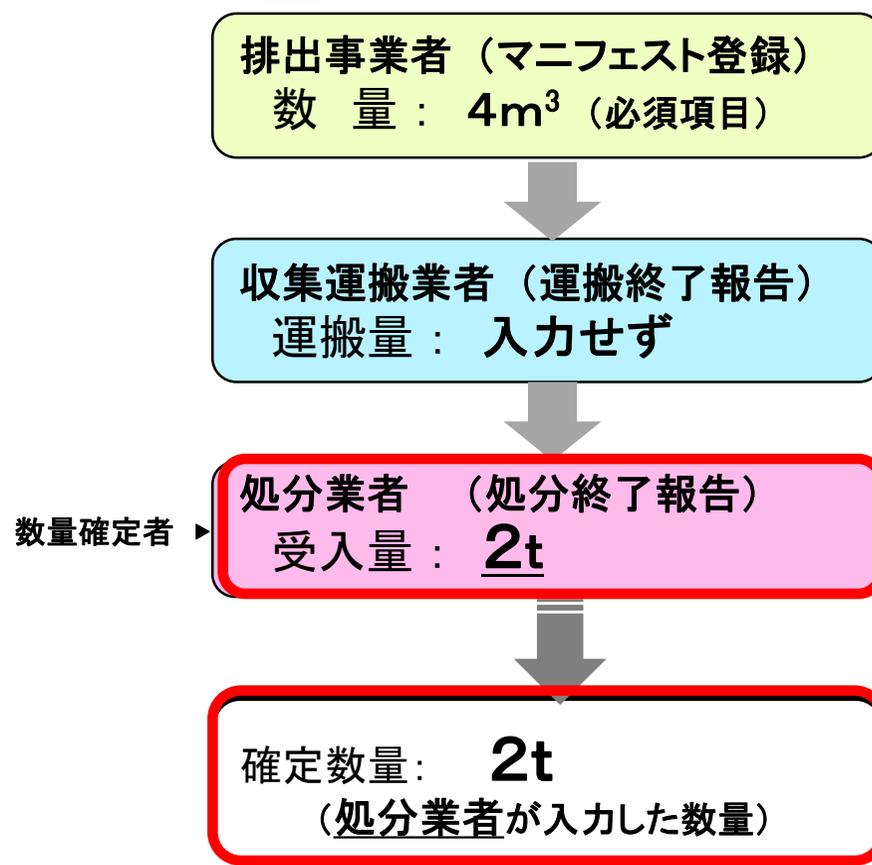
産業廃棄物情報の入力時に
数量の確定者を選べます。

【例】数量確定

例1 数量確定者：排出事業者



例2 数量確定者：処分業者



※数量確定者になっている運搬業者、処分業者があえて「運搬量」、「受入量」を入れずに報告をした場合、排出事業者の「数量」が確定数量となります。

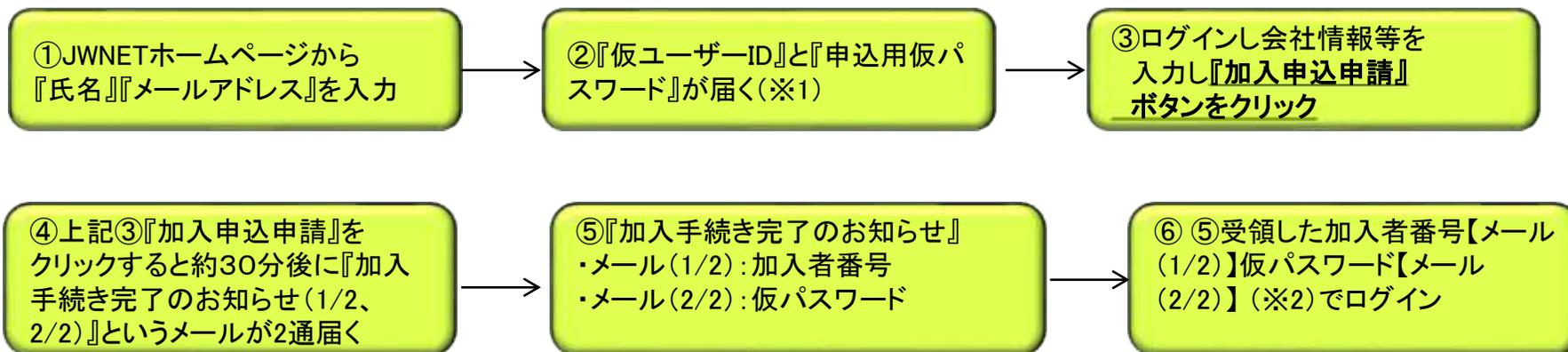
※確定数量の単位が m^3 、リットル、個・台等の場合、自動的に重量換算係数を乗じてトンに換算されたいうえで、行政報告されます。

STEP5

加入手続きと試行運用

(1) 加入手続き

JWNETホームページから加入申し込みをしていただくことができます。



※1『仮ユーザーID』『申込用仮パスワード』は『加入申込申請』ボタン押下後は使用しません。

※2 仮パスワードは任意のパスワードに書換えを行います。

申込手続き完了した当日から利用できるようになります。

(2) 試行運用

一度にすべての紙マニフェストを電子化するよりも、一部分(一部の支店、工場、処理業者など)から試行運用し、運用方法を確認してから順次全社に広げていくとスムーズに導入できます。

STEP6

事前準備と確認事項(排出・収集・処分)

加入後、実際にmanifestの登録・報告をする前に、登録・報告時に必要な情報(排出事業場や担当者等)を設定する必要があります。取引先へ問合せが必要なものもありますので、事前に準備をしておくことをお勧めします。

区分	基本設定項目 (必須項目◎)	設定内容と準備
排出事業者	収集運搬業者設定◎	委託先の収集運搬業者の「加入者番号」と「公開確認番号※」が必要です。事前に収集運搬業者に問合せてください。
	処分業者設定◎	委託先の処分業者の「加入者番号」と「公開確認番号※」が必要です。事前に処分業者に問合せてください。
	排出事業場設定◎	排出事業場の名称や所在地・電話番号等を設定します。
	担当者設定◎	引渡し担当者の氏名を設定します。
	廃棄物の種類設定◎	委託する廃棄物の種類を一覧画面から選択します。
収集運搬業者	担当者設定◎	運搬担当者の氏名を設定します。
	車両番号設定	運搬車の車両番号を報告する場合は設定します。
処分業者	担当者設定◎	処分担当者の氏名を設定します。
	最終処分事業場設定 (処分報告の報告区分を「最終」で報告する場合は不要です。)	最終処分事業場の事業場名称や所在地・電話番号等を設定します。

※収集運搬業者と処分業者にはJWNETに加入すると、加入者番号の他に「公開確認番号」が付与されます。排出事業者が加入者番号と公開確認番号を設定画面に入力することで、情報処理センターから業者情報を取得できます。

8

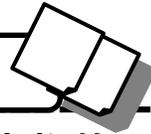
電子マニフェストに関する 行政報告



公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター
電子マニフェストセンター

排出事業者のマニフェストに関する行政への報告

紙マニフェスト利用者



排出事業者は事業場ごとに産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)交付等に関する報告書(様式3号:規則第8条の27)を管轄の都道府県・政令市に提出しなければなりません。

電子マニフェスト利用者



電子マニフェスト登録分は情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、排出事業者の報告が不要



情報処理センターは、排出事業者が前年度1年間(前年4月1日～当年3月31日)に登録したマニフェスト情報(予約登録情報は対象外)について、毎年6月30日までに「電子マニフェスト登録等状況報告書」を自治体に報告。(法第12条の5第9項)

電子マニフェスト登録等状況報告スケジュール（排出事業者）

期間	内容
毎年4月1日 ～4月25日	報告対象のマニフェストの修正・取消ができます（確定情報を除く）。 これ以降に行った修正・取消は電子マニフェスト登録等状況報告には反映されません。
毎年5月7日 ～6月8日	重量換算係数の設定ができます（任意）。 マニフェスト情報の廃棄物の確定数量を「容量」や「個・台」で入力している場合は、あらかじめ設定された重量換算係数を用いて自動的に重量(t)に換算されますが、加入者で独自の換算係数を設定することもできます。
6月末	排出事業場を所管する自治体に情報処理センターが報告をします（排出事業者で操作する必要はありません）。 ※自治体に報告した旨をJWNETホームページに掲載
毎年5月7日 ～翌3月31日	電子マニフェスト登録等状況報告をダウンロードすることができます。

排出事業者の登録等状況報告

建設業の場合は、工事が短期間であったり、現場の所在地が多数あるため、管轄区域内の事業場を1事業場として集計して報告します。
報告書では〇〇市管轄区域内事業場と表記します。

電子マニフェスト登録等状況報告書(令和〇年度)

事業者				事業場			業種	産業廃棄物の種類	排出量	単位	登録件数
住所	名称	氏名	電話番号	名称	所在地	電話番号					
大阪府大阪市 〇〇区1-2-3	△△建設株式会社	建設太郎	012-345-6789	大阪市管轄内 事業場	11111 大阪市管轄区 域内	06-000- 1111	D06 総合工事 業	0600 廃プラスチック類	0.600 t		3
大阪府大阪市 〇〇区1-2-3	△△建設株式会社	建設太郎	012-345-6789	大阪市管轄内 事業場	11111 大阪市管轄区 域内	06-000- 1112	D06 総合工事 業	0810 建設工事の木くず	0.207 t		3
大阪府大阪市 〇〇区1-2-3	△△建設株式会社	建設太郎	012-345-6789	大阪市管轄内 事業場	11111 大阪市管轄区 域内	06-000- 1113	D06 総合工事 業	1300 ガラスくず、コンクリート くず及び陶磁器くず	0.250 t		1
大阪府大阪市 〇〇区1-2-3	△△建設株式会社	建設太郎	012-345-6789	大阪市管轄内 事業場	11111 大阪市管轄区 域内	06-000- 1114	D06 総合工事 業	1500 がれき類(工作物の新 築、改築又は除去に 伴って生じた不要物)	2.530 t		5

電子マニフェスト情報を活用した処理実績報告

電子マニフェスト情報を利用して下記の処理実績報告書を作成
(報告書は処理業者から自治体に報告)

報告書	利用対象者
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬実績報告書	収集運搬業者
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書	処分業者

- 紙マニフェストと併用している場合は、紙マニフェストのデータと合算して報告してください。
- 上記の処理実績報告書は各自治体の条例等に基づき処理業者に報告を求める自治体と求めない自治体があります。
- 報告様式も自治体によって異なる場合があるため、JWNETからは直接報告することはできません。
- 運搬実績報告、処分実績報告については、電子マニフェストの登録日を集計期間の基礎としているため、実際の運搬、処分実績と差異が出る場合があります（予約登録情報は対象外です）。
- 本システムを活用する場合は、必ず各自治体に確認してください。

電子マニフェスト情報を活用した処理実績報告

産業廃棄物の積替え・保管実績報告書

(令和2年度)

令和 年 月 日

大阪市長様

報告者 住所

(法人にあつては
主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては
その名称及び代表者氏名)

令和2年度の産業廃棄物の積替え・保管実績について、次のとおり報告します。

許可の種類	収集運搬業(積替え・保管を含む)	許可の年月日	平成・令和 年 月 日	許可番号	
-------	------------------	--------	-------------	------	--

委託者				積替え・保管後の搬入先		
産業廃棄物の種類	委託者の業種	排出場所の所在地	受託量 (t ・ m ³)	搬入した 産業廃棄物等の種類	搬入先 (処分業者名等)	搬入量 (t ・ m ³)
		大阪市内 ・ 市外			許可番号	
	製造業・建設業・その他	大阪市内 ・ 市外				
	製造業・建設業・その他	大阪市内 ・ 市外				
	製造業・建設業・その他	大阪市内 ・ 市外				
	製造業・建設業・その他	大阪市内 ・ 市外				
	製造業・建設業・その他	大阪市内 ・ 市外				
	製造業・建設業・その他	大阪市内 ・ 市外				
	製造業・建設業・その他	大阪市内 ・ 市外				

注 排出場所の所在地 → 市外は、都道府県(政令市)まで